

1. 災害に備える

(1) 防災意識を醸成する

津波ハザードマップ等の見直しと配布

国や県が行っている地震の想定震源域・規模、津波の想定浸水域・浸水高に基づき、津波ハザードマップや揺れやすさマップの見直しを行い、新たに作成し全戸配布することにより避難路と避難場所の周知や防災意識の醸成を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H25]

広報なると・テレビ広報等による啓発

「広報なると」への「災害関連コーナー」の連載、テレビ広報で災害に関する意識の高揚を図る番組の放送のほか、庁内設置液晶モニターの活用により、災害関連情報や災害への正しい対応を継続して掲示・放送するなど、市民等への啓発を行います。

[担当課(班)：危機管理室・秘書広報課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施

市民・事業者、教育機関、福祉施設、関係機関・団体等が全市的規模で参加する総合防災訓練を、様々な想定のもとで地区の実情に合わせた方法で実施し、災害への対応能力や防災に対する意識の向上を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・予防課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

出前市長室・出前講座の開催

市民や事業所等に、防災に関する情報や市が定める計画、災害時の正しい対応等の説明や質疑応答を行うことにより、今後の防災計画等への意見の反映、市民等の危機意識・防災意識の高揚による「自助・公助・共助・近助(所)」への取り組みを推進するために、出前市長室や出前講座を開催します。

[担当課(班)：危機管理室・市民協働推進課・生涯学習人権課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

標高表示標識・災害時統一標識の設置

市民等への地震・津波に対する防災意識の醸成と、地域において避難が適切に行えるように、避難行動を行う際の判断基準となる標高の表示を行うとともに、国や県が行っている津波の想定被害の見直し結果に基づき設置する避難所などの災害関連施設について、災害時統一標識を設置します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H25]

(2) 自らが備える**木造住宅耐震診断・改修支援の推進**

鳴門市耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率90%を目指し、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修や耐震診断が必要と判断された住宅へ費用の一部を助成することで耐震化を推進し、死傷者の発生を未然に防ぎます。

[担当課(班)：まちづくり課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

家具転倒防止器具の設置促進

震災時における家具の転倒による事故を未然に防ぐため、平成23年度で終了する国の制度を利用した要援護者等の家庭を対象とする家具転倒防止事業の代替事業の検討と、その他の家庭へも啓発を行うなど家具転倒防止器具の設置を促進します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

災害時備蓄食糧等の備蓄啓発

大災害が発生した場合、公的な支援が届くまで約3日かかるといわれていることから、各家庭においても平常時から飲料水や非常食、また、常用薬やラジオ等の備蓄が必要であることの啓発を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施（再掲1-(1)- ）**(3) 地域で備える****自主防災会の結成・活動の促進**

地域での防災対策を推進するため、地域において自主的・主体的な防災活動を行う自主防災会の組織率100%を目指し、未だ結成されていない地区での結成を働きかけるとともに、結成された自主防災会の活動に対する助成を行います。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

災害時要援護者の避難支援体制の整備

災害時要援護者避難支援プランに基づき、自力や家族の支援だけでは避難が困難となる高齢者や障がい者などの要援護者への支援を行うため、台帳システムの整備、自主防災会・民生委員と連携した個別の避難支援計画の策定など、災害時要援護者の避難支援体制を整備します。

[担当課(班)：長寿介護課・社会福祉課・健康づくり課・保険課・危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施（再掲1-(1)- ）

防災資機材の整備

地域において、自主的かつ主体的な防災活動を行う自主防災会の活動を支援し、地域の防災機能の向上を図るため、防災資機材に対する助成を行い整備を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

(4) 学校等で備える

学校等の危機管理体制の整備

災害時に児童・生徒・教職員の安全を確保するため、学校等や地域の実情の再点検、想定外の事態への対応等について検討を行うとともに、既に策定している危機管理マニュアル等についても継続的に見直すことにより、学校等の危機管理体制の整備を図ります。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

学校等での避難訓練の実施

年間計画を立て、全市的な総合防災訓練をはじめ、定期的に保護者や自主防災会、自治振興会、消防分団など関係機関と連携した避難訓練を実施することにより、危険箇所や問題点の確認と改善に向けた対策の検討を共に行い、児童・生徒・教職員の危機意識の醸成と迅速かつ円滑な避難行動ができるようにします。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

防災教育の実施

児童・生徒自らが自分の安全を守るための実践的防災対応能力の養成と、災害時にお互いに助け合うための防災ボランティア意識の向上を図るため、様々な学習や避難訓練を通じて、日頃からの心構えや災害時に取るべき行動を身につけ、災害時に迅速で適切な行動がとれるように、防災教育を継続的に実施します。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

学校施設等の耐震化推進

安全で安心できる教育環境等を整備するため、耐震化優先度調査や耐震診断結果を踏まえ、幼稚園・小中学校では平成27年度を目途とした年次計画に基づき、耐震補強設計や耐震整備工事を行うなど耐震化を推進するとともに、その他の施設についても順次耐震化を推進します。

[担当課(班)：教育総務課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：(学校)H27
(保育所)協議継続]

保護者との連絡体制の整備

災害時における児童・生徒の安全の確認、通信手段が断絶した場合の情報伝達に関する方法等の連絡マニュアルの策定と周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などの連絡が迅速かつ確実に行えるように体制整備を図ります。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

自主防災会等との連携

学校等の防災対策を行う上で、地域ぐるみで児童・生徒を守る取り組みが求められており、また、「学校は地域の防災拠点」でもあることから、児童・生徒の安全の確保と防災拠点とするため、地域の自主防災会等との連携を図ります。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課・危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

(5) 事業所・施設等で備える

防災意識の啓発

地震・津波等の災害への備えとして、施設等の耐震化、危機管理マニュアルの策定、様々な想定に基づく避難訓練の実施、事業継続計画(BCP)の策定などが求められるため、広報や研修会等を通じて、各事業所・施設等へ啓発を行います。

[担当課(班)：危機管理室・商工観光課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

自主防災会等との連携啓発

高齢者・子ども・障がい者等の要援護者がいる事業所・施設は、災害時に自主防災会等をはじめ地域住民による支援が必要となることから、いざという時に円滑な避難活動等が行えるように平常時から連携の啓発を行います。

[担当課(班)：長寿介護課・社会福祉課・子どもいきいき課・危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

帰宅困難者への対応啓発

事業所や施設等で帰宅困難者が発生した際の対応について、事前に安全な避難・収容施設の確保や誘導方法等の検討、備蓄品の準備のほか、従事者等へも災害への備えが必要であることの周知の重要性など、帰宅困難者への対応について啓発に努めます。

[担当課(班)：危機管理室・社会福祉課・子どもいきいき課・商工観光課・競艇企画管理課・運輸事業課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施（再掲1-(1)- ）

(6) 広域で備える

災害時応援協定等の締結

災害が発生した場合は、近隣市町村からの支援、近隣市町村も被災している場合は被災していない地域にある他府県の自治体等からの支援を得る必要があることから、相互応援協定を締結するとともに復旧作業や物資の調達や搬送等に関する協定等を締結するなど、災害時の対応強化を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

災害ボランティアセンターの体制整備

被災時においては、被災地の自治体・住民等だけでは救援活動や復旧活動が困難であり、広域的なボランティアによる支援が大きな力となることから、事前に受入れや体制や業務に関するマニュアルの策定など体制整備を行います。

[担当課(班)：市民協働推進課・社会福祉課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

(7) 公共施設・災害関連施設を整備する

防災行政無線等の整備

災害発生時に、緊急地震速報や避難勧告等の災害情報等を伝達し、電話等の通信手段が断絶した場合には被災情報や避難所の情報収集が可能となる、双方向の情報伝達機能を持つ防災行政無線、また、広く異常を知らせることができるサイレンや個別に緊急情報を知らせることができる防災行政ラジオなどを整備します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H25]

避難路・避難場所の見直しと整備

国や県による地震・津波の想定規模の見直し結果に伴い、避難路や避難所となる施設の見直しが必要となるため、地域住民と共にフィールドワークや検討を行い、新たな指定と整備をすることにより、災害時に避難者が安全に避難できるようにします。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H24]

津波避難ビルの確保

津波発生時に高台等への避難が困難な地域で、一時的な津波避難場所が必要となる場合は、既存のビルの立地状況や基礎構造を確認したうえで所有者等と協定を結ぶことにより、避難所となる津波避難ビルを確保します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

津波避難タワーの整備

国や県による津波の想定規模の見直し結果により、津波が発生した際に避難できる高台や津波に耐えることができる高層建築物が近くに無いため、避難が困難となる避難困難地域においては津波避難タワーの整備について検討します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H26]

高台等への避難路・避難場所の整備

津波から避難することになる高台等への避難路と避難場所の整備を検討するとともに、自主防災会が主体となり独自の取り組みとして整備を行う場合は整備に係る費用の一定額を助成する制度を整備するなど、避難路・避難場所の整備を推進します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

標高表示標識・災害時統一標識の設置（再掲1-(1)- ）

避難所耐震化の推進

被災時に、市民等が避難する小中学校等の体育館等の避難所は十分な耐震性が必要であることから、避難所として指定する施設については、国や県の津波被害想定結果や避難者数を考慮しながら、学校再編などの施設の統廃合を含めて見直しを行い耐震化を進めます。

[担当課(班)：教育総務課・生涯学習人権課]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：継続事業]

学校施設等の耐震化推進（再掲1-(4)- ）

道路橋梁耐震化の推進

被災時に広域避難場所等への避難路となる主要な道路、また、その道路に架かる橋梁については、国の補助金を活用しながら計画的な耐震化を行うなど安全性の確保に努め、緊急時の避難路や輸送路の確保に努めます。

[担当課(班)：土木課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

競艇場施設耐震化の推進

鳴門競艇場の施設改善については、「鳴門競艇のあり方に関する検討会議」における議論を踏まえ、「撫養港海岸保全施設整備事業」の進捗状況との調整を図りながら、耐震化を含む施設改善の方針について検討します。

[担当課(班)：企業局競艇企画管理課]

重要	緊急	時期
A	B	B

[事業年度：継続事業]

水道施設耐震化の推進

水道施設の耐震化は、「鳴門市水道事業中期経営計画」で取り組みを定めており、既に着手している基幹管路の耐震化・老朽管路の敷設替え、配水池の増強については継続して実施し、浄水場についても「鳴門市浄水場施設耐震化更新基本計画」策定作業を推進するなど、計画的な耐震化を進めます。

[担当課(班)：企業局水道事業課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

市有施設耐震化の推進

市は様々な施設を保有していることから、「鳴門市耐震改修促進計画」策定の趣旨を踏まえ、施設のあり方検討結果や使用目的、利用状況や施設の統廃合等を考慮した整備計画を策定し、計画的に耐震性能の確認と耐震化を進めます。

[担当課(班)：施設保有課全課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：継続事業]

水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備

津波災害発生時等において、重要な役割を担うことになる水門や樋門、ポンプ場、都市下水路については、有効に稼働し人命や財産を守ることができる施設の性能を確保するため、計画的に整備を行います。

[担当課(班)：土木課・農林水産課・下水道課]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：継続事業]

(8) 行政の災害対策体制を整備する**津波避難計画の見直し**

国や県が行っている地震の想定震源域や規模、津波の想定浸水域や浸水高に基づき、地震に伴い発生する津波の災害から市民等の生命及び安全を確保するための避難計画である津波避難計画の見直しを行います。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H24]

市災害対策本部員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底

災害時に、市災害対策本部員となり災害対策や復旧作業を行うことになる職員に、被災地派遣職員による報告会、先進的取組事例に関する講演会などの災害教育研修を行い、危機管理意識の醸成と役割認識の徹底を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・人事課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

事業継続計画(BCP)の策定

災害時において、市役所も一事業所として職員の生命や安全を守るための防災対策、施設や設備等の被災による業務停止時の復旧対策、被災時でも継続しなければならない重要業務の遂行体制など、災害対策を定める事業継続計画(BCP)を策定します。

[担当課(班)：危機管理室・各所属]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H25]

初動体制等の整備

地震が発生した場合または徳島県に津波警報が発令された場合に、迅速かつ的確な対応を図るため、緊急初動体制要員の指名及び配備、業務内容や非常体制への移行措置に関する初動体制整備マニュアルを策定するなど初動体制を整備します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

支部設置・運営マニュアルの策定

市災害対策本部に定める支部の設置と運営が、迅速かつ円滑に行うことができるように、支部の設置・運営、避難所の開設、職員の異動に伴う引き継ぎ項目、また、備蓄物品等の確認・報告に関する事項を定めた支部設置・運営マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

市災害対策本部員・消防職員・消防団員の安全確保

災害時に、情報収集や避難誘導、救助・消火活動等の災害対応を行う本部員・消防職員・消防分団員は、活動中に危険が伴うリスクが高いため、本部や団長等からの情報や指揮命令の伝達手段の確保と行動指針を策定するなど安全確保に努めます。

[担当課(班)：危機管理室・消防総務課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

行政情報の災害対策の推進

庁舎等が被災することにより、住民記録等の行政サービスを提供するために必要となる行政情報・データを喪失することがないように、保管場所や管理方法等の見直しなど、行政情報の災害対策を推進します。

[担当課(班)：総務課・情報化推進室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

応援体制・協力関係の構築

災害時に物資・食糧・重機等の機材の確保、被災者の救援・治療に関して、応援や協力を得ることができる事業者等との連携の強化や協定を締結するなどにより、被災時の応援体制・協力体制の構築を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

災害時職員体制の整備

災害時における、職員の被災状況の確認手法と、長期間にわたる災害対策従事となった場合に円滑で継続可能な勤務シフトを行うため、災害時の職員体制の整備を図るマニュアルを策定するなど、災害時における職員体制の整備を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・人事課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底

災害発生時には、早期の情報収集や分析、迅速で的確な初動対応が求められることから、大規模な火災、化学物質等による汚染の発生への対応など、想定される各事態への対応マニュアルを平常時から整備するとともに、関係者への周知を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

(9) 災害対策物資等を整備する

防災備蓄の推進

被災し避難した市民等が、避難所で少しでも安心した生活が送れるように、非常時の飲料水や食糧を本庁舎や災害対策本部設置時の各支部、主要な避難所で備蓄するとともに、ヘルメットやラジオなどの防災資機材等についても計画的に備蓄します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

災害時備蓄食糧等の備蓄啓発（再掲1-(2)- ）

防災資機材の整備（再掲1-(3)- ）